

# 河川管理瑕疵による損害賠償事故対応について

岸野 綾果<sup>1</sup>

<sup>1</sup>庄内川河川事務所 占用調整課（〒462-0052 名古屋市北区福德町5丁目52番）

平成30年9月の台風21号により、庄内川堤防法面に繁茂しているイチョウの巨木の枝が折れて落下し、堤防隣地の工場屋根の天井を突き破る被害が発生した。当該事故が河川管理瑕疵による損害賠償事故案件に該当するかについて、どのように検討し決定したのか、また事故発生後に河川管理者が求められる対応として、どのような行動が考えられるのか等に焦点を当て、弁護士相談の活用や再発防止策も含めた事務所の取組を報告する。

キーワード：管理瑕疵, 再発防止策, 弁護士相談, 初動対応

## 1. はじめに

平成30年9月に台風21号が、愛知県を通過した。最大瞬間風速は、36.7m/sを記録し、名古屋の過去（1937～2018）最大瞬間風速の歴代7位に入る大規模な台風であった。<sup>1)</sup>

台風の強風により、庄内川堤防法面に繁茂しているイチョウの巨木の枝が折れて落下し、堤防隣地の工場屋根の天井を突き破る被害が発生した。工場社員は全員帰宅していたため、人的被害はなかったが、屋根には約1m四方の穴が開いた。落下した木の枝は、長さ2.5m、直径15cmの大きさであった。

工場社員の通報により、事故が発覚し、河川管理者として、事故後の対応と管理瑕疵による損害賠償事故案件に該当するかの判断が求められた。



写真-1 事故発生時の屋根の損傷状況



写真-2 工場内に落下した巨木の枝

## 2. 事故発生場所の状況

事故は庄内川第二出張所管内の庄内川右岸17.8k+120付近で発生した。庄内川は都市河川であり、川に沿って住宅が密接している特性がある。事故の発生現場も、堤防との隣接地であった。

事故が発生した場所は、過去（H29.9）に台風で木の枝の落下を河川巡視で確認していた場所であった。当時の対応は、イチョウの木が御神木（過去に神社があった場所に繁茂していたため。）である情報を入手していたため、思い切った措置ができず、落下した木の枝の撤去及び工場の屋根に張り出している枝払いを一部実施して、措置を終了していた。

事故発生時、イチョウの枝は官民土地境界線を大幅に越境し、工場の屋根を覆っていた。事故の原因であるイチョウの木を含めて、堤防法面に3本イチョウ等の巨木

が繁茂していた。

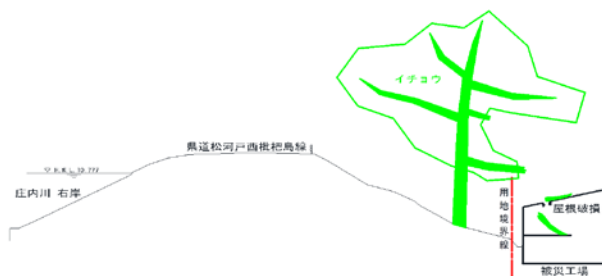


図-1 事故発生場所の断面図



写真-3 堤防裏法面から撮影した事故現場の様子  
(事故現場が完全に覆われている。)

### 3. 事故発生からの対応と留意点

事故の発生から、示談成立まで事務所では次のように対応した。

- ・ 9月4日、台風が愛知県を通過し、当該事故が発生。工場社員が全員帰宅していたため、事故の発生時刻は、不明。
- ・ 9月5日8時15分、工場社長から庄内川第二出張所に事故の連絡が入る。
- ・ 9月5日8時30分、庄内川第二出張所が現場へ到着、現地の確認を行う。
- ・ 9月6日午後、二次被害防止のため、工場内の折れた枝の撤去及び屋根の仮補修を実施。
- ・ 9月7日午前、二次災害防止のため、暫定措置として、落下が懸念される枝を伐採、撤去。
- ・ 9月10日、事故現場の撮影や折れた枝の保存など証拠保全が完了。
- ・ 9月20日、抜本的解決のため、地元町内会役員にイチヨウの木の伐採について説明、承認を得る。
- ・ 9月21日、弁護士相談を活用。示談方針にアドバイス頂く。損害賠償を支払うことが妥当であると助言頂く。
- ・ 9月27日、台風24号が接近していたため、枝を伐採。

- ・ 10月4日、河川部内検討会を実施し、相手の過失なしで国側が全て屋根の修繕費を支払うことを決定。
- ・ 10月15日、本局の決裁終了。示談の承認を得る。
- ・ 10月23日、工場社長と示談交渉し、示談交渉成立。堤防にある樹木を全て伐採し、再発防止策が完了する。
- ・ 11月12日、示談金支払い完了。(事故対応終了)

事故発生から、示談支払完了までの対応をした上で、留意した点は以下の5点である。

- (1) 河川における損害賠償事故対応マニュアルを活用  
事故対応を適切に行うため、河川における損害賠償事故対応のマニュアルに従い、事故対応を行った。

現地確認の際、庄内川第二出張所長に屋根の補償について、工場社長より言及があったが、マニュアルに従い、相手方の主張を記録するだけに留め、賠償の可否については、言及しなかった。

- (2) 事故連絡からの迅速な対応

初期対応の善し悪しによって、その後の交渉に影響を与えることから、事故の連絡があったから迅速に現場に駆けつけた。当該事故が発生したと連絡が入ってから、わずか15分後に出張所職員が現場に到着し、現地確認を行った。

- (3) 工場に関する二次被害の防止

工場の屋根の破損から工場内の機械等に被害が広がる可能性が考えられたため、事故連絡があった翌日には、二次被害防止のため、工場内の折れた枝の撤去及び屋根の仮補修を実施した。



写真-4 屋根をブルーシートで仮補修した様子

- (4) 事故対応について、地元の承認を得る。

今回の事故の原因である樹木は、地域の方から親しまれていた。巨木であったため、説明もなしに伐採を行うと、地域住民の方に遺恨を残してしまう可能性があった。そのため、今回の事故で人的被害はなかったものの、

今後人的被害が発生する可能性があるため、伐採することを説明し、承認を得ることができた。



写真-5 地元町内会役員に説明している状況

#### (5) 弁護士相談の活用

早い段階から弁護士相談を活用することで、法的戦略等に関する見解を深めることができ、あらゆる展開に慎重かつ適切に対処することができた。

### 4. 再発防止策

河川管理者として、当該箇所と同様の事故が再び発生しないように再発防止策を実施する必要がある。

過去に台風で枝が落下した際に枝のみを伐採したが、当該事故が発生した。そのため、枝のみの伐採に留めると、再度事故が発生する可能性があったため、抜本的な解決のため、再発防止策としてイチョウの樹木を伐採することを決定した。

地元町内会役員にイチョウの木を伐採することを説明し承認を得たため、堤防法面に繁茂していた3本のイチョウの樹木を全て伐採した。なお、伐根については平成31年度に築堤護岸工事着手予定のため、工事に併せて実施する予定である。



写真-6 再発防止策実施前



写真-7 再発防止策実施後

### 5. 弁護士相談を活用した点

事故の発生後、事故の対応方針を決定する必要があった。今回発生した事故は、堤防裏法面に繁茂したイチョウの樹木が落下したことから、管理瑕疵による損害賠償の案件で対応することだけでなく、台風による強風が原因であることから、通常管理では当該事故は防げなかったとして、不可抗力を主張し、損害賠償を行わないことも考えられた。

そのため、事務所では賠償請求に関する対応方針を決定するため、弁護士相談を活用した。

弁護士相談で相談した内容は、以下の3点である。

- (1) 当該事故は、異常な自然現象が原因であるとして、不可抗力を主張することは、可能か。

(弁護士回答)

異常な自然現象が原因であり、通常自然現象では事故が発生しなかったとして不可抗力を主張することは可能である。ただし、主張するためには、事故の原因である台風が大規模なものであると説明する必要があるため、気象データが必要になる。

裁判で国に瑕疵がないと判断される可能性は、気象データがないと正確ではないが、過去に同じ場所で木の枝が落下していることを確認していることもあり、瑕疵がないと判断される可能性は低い。

→ 不可抗力を主張することは可能ではあるが、国に管理瑕疵がないとまでは言い難いと判断した。

- (2) 損害賠償を支払う場合の適切な範囲。国が損害賠償を支払う場合の要件とは、何か。

(弁護士回答)

賠償する場合は、賠償範囲を適切に判断する必要がある。瑕疵を認めてしまうと、屋根の修繕以外の賠償を求められる可能性があるため、損害賠償の範囲を「原状回復及び再発防止対応のみ」とする書面を残しておいた方がよい。

国が賠償しなければならない場合の要件は、2点である。

- ① イチョウの木が「大幅に」土地境界を越境しており、相手方の工場の屋根の直上にあったこと。そしてそれを以前から認識していたこと。
  - ② 国が今回のような強風時に枝が折れ、落下するであろうことを認識していたこと。もしくは過去に枝が落ちたことを認識していたこと。
- 今回の事故は、上記2つの要件に該当するため、国の損害賠償は妥当と判断した。

(3) 「堤防に繁茂した樹木」を「公の営造物」と過去の判例では見受けられないことから、損害賠償の法的根拠を、国家賠償法第2条の営造物責任（堤防の管理瑕疵）ではなく、国家賠償法第4条（国家賠償法に規定がない場合は、民法規定による）を適用することは可能か。

（弁護士回答）

国家賠償法第4条を法的根拠として賠償することは、可能である。

→堤防に繁茂した樹木は、「公の営造物」ではないため、国家賠償法第2条の営造物責任ではなく、国家賠償法第4条を法的根拠として損害賠償に応じることとした。

（国家賠償法第2条）

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

（国家賠償法第4条）

国又は損害賠償の責任については、前第3条の規定によるの外、民法の規定による。

（民法第717条）

土地の工作物の設置又は保全に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。



写真－8 弁護士相談の様子

## 6. まとめ

河川管理施設が通常有すべき安全性を備えることに留意して、日頃適正な管理を行っていても、事故の発生を完全に防止することは困難である。

そこで、河川管理者が河川管理瑕疵による損害賠償事故において取るべき対応として、今回学んだことは、以下の3点である。

### 1. 初動対応の重要性

示談交渉を円滑にかつ速やかに進めるためには、少しでも早く現場へ行くことが重要である。事故発生の連絡からわずか15分で現場へ急行したことは、交渉を円滑に進める上で、被害者の信用及び河川管理者が行う事故対応の理解を得ることに大きなプラス要因となった。

管理瑕疵の対応は調査が不十分な段階で、安易に賠償できることをほのめかす対応などを行うべきではないが、事故の被害を受けた相手方は心理的に不安な状況に置かれることから結論を急ぐ傾向にある。

初動対応を速やかに行うことこそ河川管理瑕疵による損害賠償事故対応にとって最も重要である。

### 2. 二次被害拡大の防止措置

損害賠償を行う範囲は事故との因果関係が認められる範囲（原状回復など）に限定されるべきだが、被害拡大の防止措置を怠ると損害賠償の範囲が拡大することがある。

今回の場合、二次被害の拡大を防止する措置は、工場屋根を突き破った枝を撤去し、屋根をブルーシートで仮補修する措置や折れかかっている他の枝の撤去であった。

既に次の台風が発生し新たな暴風雨が迫っていたことから、状況に合わせた適切な被害の拡大を防止する措置を行うことは問題の複雑化を避けるため重要である。

### 3. 危険箇所の再点検及び危険の除去

事務所管内で同様な倒木事故の発生が懸念される箇所を河川巡視（目的別巡視など）による再点検を実施する。

特に今回の事故発生現場のような建物が樹木の繁茂する堤防等に近接している箇所が庄内川には多いので重点的な点検を行う。

そして、再点検により発見された倒木により被害が発生する可能性がある危険箇所については、予算を確保し、優先的に伐採措置を行う。

私たちは、常に「管理瑕疵による事故が発生するかもしれない危険な場所はないか？」と河川区域内だけでなくその周辺地域に対する影響まで考え河川管理業務に従事する必要がある。

そして、事故後の被害者の心情を理解しつつも、調査が不十分なうちは後のトラブルに繋がる不用意な回答はせず、できるだけ迅速に対応することが、相手方からの信用を得て、よりよい河川管理を行うことができると実感しました。

#### 参考文献

1) 国土交通省 気象庁HP

[http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/ranks.php?prec\\_no=51&block\\_no=47636&year=2018&month=&day=&view=](http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/ranks.php?prec_no=51&block_no=47636&year=2018&month=&day=&view=)